

生命保険会社の資産運用におけるE S G投融資ガイドライン

本ガイドラインは、会員各社が資産運用におけるE S G投融資を行う際の参考の用に供するために策定したものである。本ガイドラインは拘束力を有するものではないが、各社においては、自己責任に基づく対応を前提に、関連法令等に則り、本ガイドラインの内容も参考としつつ、持続可能な社会の実現に向けて、社会的課題の解決へ貢献するため、環境・社会・ガバナンス（E S G）の要素も考慮した資産運用を行うよう努めることが望ましい。

なお、本ガイドラインに記載されている字義通りの対応でなくても、資産運用を通じた持続可能な社会の実現への貢献の観点から、合理的かつ同様の効果が認められるのであれば、その対応を妨げるものではない。

令和4年1月26日

生命保険協会

制定 平成30年12月 7日

改正 令和4年 1月26日

1. 目的

本ガイドラインは、行動規範に則り、会員各社が持続可能な社会の実現に向けて、社会的課題の解決へ貢献するため、環境・社会・ガバナンス（E S G）の要素も考慮した資産運用を行うにあたり、基本的な考え方や主な取組事項を示すものである。

2. 基本的な考え方

生命保険事業は、国民生活の安定・向上、経済の発展および持続可能な社会の実現に密接な関わりを持つ公共性の高い事業であることから、収益性・安全性・流動性とともに、公共性にも十分配慮した資産運用を行う必要がある。

2006年に公表された「国連責任投資原則（P R I）」により、環境・社会・ガバナンスの要素を考慮した投融資（E S G投融資）の概念が提唱されて以降、2015年の国連の「持続可能な開発目標（S D G s）」の採択等の流れも受け、E S G投融資の重要性は高まっている。

こうした中、会員各社は、それぞれの資産運用方針・態勢等を勘案の上、S D G s 等も踏まえ、資産運用を通じて持続可能な社会の実現に貢献すべく、E S G投融資の取組み（投融資プロセスへのE S G要素の組込みやE S Gをテーマとする資産等への投融資等）を進めることが重要である。

3. 主な取組事項

① 環境問題を含む社会的課題の解決への貢献

環境問題への取組みや社会インフラの整備等は持続可能な社会の実現に向けて重要な課題であり、会員各社は資産運用を通じて社会的課題の解決に貢献するよう努める。

（例えば、気候変動問題への解決に資する企業・事業への投融資や、社会インフラ整備に向けた長期資金の供給等）

② 非人道的兵器根絶の後押し

特定の兵器製造関連(クラスター弾、生物兵器、対人地雷、化学兵器等)については、一般市民への甚大な被害を与えることから、日本を含む国際社会において非人道的な兵器とされており、会員各社は、当該兵器の製造を行う企業に対しては、原則として投融資しない。